

# 武豊町 6 月定例議会

## 梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

梶田稔議員質問： 私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第 1 の質問は、知多中央道沿線の騒音防止対策・防音壁の増設を求める問題についてであります。

近年、市街化調整区域である町西部地域にも、分家住宅等、農地法上も許される宅地化と住宅建設がすすんでいます。中央道沿線の自動車騒音問題は、4 車線化事業の進行とともに沿線住民の間から防音壁設置などの対策を求める声が出され、本議会においても累次に亘って議論されてきました。近年の住宅建設の進展とともに、改めて防音壁設置などの対策を求める声が高まってきています。

そこでお尋ねしますが、まず、知多中央道沿線における騒音測定の結果と推移はどのようになっていますか。

また、県・公社への防音壁増設の要請はどのように行ってきましたか。また、その結果はどうなっていますか。

改めて、防音壁未設置部分への増設・補完を強く要請されたいが、今後の見通しを含めて見解を伺いたい。

第 2 の質問は、町有財産（土地）の厳正な管理を求める問題についてであります。

農業振興地域の民有農地が指定除外申請の後宅地化され、紆余曲折を経て町所有地となり、その後、当該町有地が民間企業に無償譲渡されました。この経緯について、町有財産の不明朗で不当な管理のあり方ではないかと、このほど町民から告発がありました。

本定例会初日に上程された、未議決事件の例もあり、町有財産の管理・運用に瑕疵があったのではないかと危惧し、教訓を明らかにして今後の行政運営に生かすべきでだと考え、以下、質問するものであります。

まず初めに、農業振興地域の富貴字南新川地内の農地が、農業振興地域から指定が解除された経緯について、農業委員会等における審議の内容と結果を含めて明らかにされたい。

次に、当該土地が、宅地化され町所有地となった経緯を明らかにされたい。

また、当該町有地が、一民間企業に無償で譲渡された経緯を明らかにされたい。

次に、当該町有地の無償譲渡は、不明朗で不当な管理であったとの告発がありましたが、その告発をどのように受け止め、どのように措置したのか、経緯とともに町当局の見解を伺いたい。

最後に、告発のように、町有地の取扱・管理が不明朗で不当であったとすれば、無償譲渡措置を取り消して、原状回復の措置を検討する必要があると考えますが見解を伺いたい。

以上で、登壇しての質問を終わりますが、答弁の内容によっては自席より再質問致します。

# 梶田稔議員の質問に対する 町当局の答弁

初山芳輝町長答弁： 梶田稔議員から、大きく知多中央道の騒音関係と町有財産の管理について、ご質問をいただきました。

私からは、1番の3点目、防音壁未設置部分への増設・補完についてのご質問に、ご答弁を申し上げたいと思います。

本町といたしましては、住民の健康を守り生活環境を保全するという基本的なスタンスに立ち、環境監視を継続してまいりたいと考えております。そうした中で、地域住民の声として、結果が環境基準以内の箇所においても防音壁の設置要望は従来どおり続けてまいりたいと考えております。

また、固定監視地点とは別に、騒音苦情のある場所には追加して騒音測定を実施をし、同様に設置要望をいたしております。

そして、今後の見通しであります。測定結果は環境基準内であり、設置はなかなか難しいと思われませんが、住民のみなさんの声を道路公社に伝え、粘り強く要望活動を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。他のご質問につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

小坂延夫厚生部長答弁： 続きまして、大項目1の 沿線における騒音測定の結果と推移についてであります。

知多中央道は、平成11年11月より4車線化が図られ、町では毎年騒音測定を行ってまいりました。

平成17年から21年、5年間の騒音測定結果と推移について、ご説明をさせていただきます。

本町では、測定地点を下山ノ田と富貴字曾原の2地点で固定し、1週間を通して24時間連続測定を実施しております。

環境基準につきましては、自動車専用道に近接する空間としては、昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下であります。

測定結果とその推移であります。下山ノ田で昼間の最大値は平成17年5月14日の68デシベル、最小値は平成21年5月25日の62デシベルでありました。夜間でありましたが、最大値は平成17年5月18日の65デシベル、最小値は平成20年、21年の56デシベルでありました。測定値の推移と致しましては、大きな変化はございません。

また、曾原では、昼間の最大値は平成17年5月18日に記録をされました65デシベル、最小値は平成19年、21年の57デシベルでありました。夜間の最大値は、平成17年5月14日の57デシベル、最小値は平成17年、21年の52デシベルでありました。測定

値の推移と致しましては、下山ノ田同様大きな変化はございません。

続きまして、の防音壁要望はどのように、また結果はということでございます。

平成11年11月の4車線化以来、愛知県道路公社に対しまして、次年度の予算作成に間に合うよう、毎年5月に騒音測定を実施しております。測定結果は、町長お答え申し上げましたように、環境基準内ではありますが、毎年、住民のみなさんの声として武豊町から遮音壁の設置要望を行っております。

なお、供用開始後の平成12年に実施致しました騒音測定で、環境基準を超えた箇所と武豊インター周辺で車輛の光が家屋の中を照らす箇所もありまして、騒音や光対策として、平成15年にかけて、計6箇所720mの遮音壁が追加設置されております。

以上であります。

中川和男産業建設部長答弁：大項目2の町有財産の管理についての内の、農業振興地域から除外された経緯であります。

当該土地は、新川第1工区として、昭和50年3月に換地処分されておりますが、現在、保存されている資料からでは、当該土地がどのような経緯で農業振興地域から除外されたかを明らかにする書類は残されておられません。従いまして、経緯を説明することはできませんので、よろしくお願い致します。

の当該土地の所有が、町有地となった経緯であります。当該土地が、町所有地となった経緯についてですが、当該土地は昭和57年9月25日付けで宅地化され、昭和58年3月23日に町が売買で所有しましたが、昭和59年10月19日、錯誤により町の所有権を抹消しております。その後、昭和63年4月8日に町へ寄附されたものです。

本件の所有権移転及び地目変更は、武富線拡幅における収用事業の調整結果と考えられます。当該地は、その収用事業における代替地として町有地となりました。その登記記録では、同日売買にて事業用地地権者に所有権が移転されていることから、町と地権者と三者契約がなされたと考えられます。

の町有地が無償で譲渡された経緯であります。

当該土地は、昭和63年4月24日に無償払下げをしておりますが、現在、当町に残された資料では、その経緯を明らかにすることができませんので、よろしく願いいたします。

参考までに、平成17年に施行された改正登記法においては、登記原因に無償払下げはありません。現在では、理由なしでの民間への公共用地払下げは、登記法上できません。

番目の告発を受け止め、措置した件であります。

平成21年10月3日に、当該土地の所有者の変遷が不自然である旨、一町民から連絡を受けました。

町としましては、残されている文書の調査及び当時の担当者と思われる人から聞き取りを行いました。当該事案が20数年が経過しており、その経過を明らかにすることができませんでしたが、町民にはその旨の説明をさせていただきました。

の原状回復の措置の検討であります。

これまで答弁させていただきましたように、当該案件から20数年が経過しており、これ

が不当な措置であったかどうかについては、現時点では判断する材料がありません。従いまして、原状回復の措置は困難であると考えております。

## 梶田稔議員の再質問・答弁

梶田稔議員質問：若干の点を、再質問したいと思います。

中央道の防音壁の設置の関係でありますけれども、4車線化以降も、毎年、県予算の編成を前にして要望し続けて来た。その結果、700m余りの増設も実現したというご答弁です。そのご努力には感謝申し上げますけれども、登壇質問でも申し上げたように、その後の宅地化も進んできているんですね。新たに住宅を建設した方たちからも、同様の声が引き続いておるわけです。

私も他の議員も、当時、4車線化の当時、一般質問でこの問題を取り上げておりますけれども、その時の住民の声の紹介としては、その測定に来た町職員に対して、あんな、一晩ここで泊まっていて、どういう状況か体験してくれということまで住民から言われて、その日常生活における中央道の騒音のひどさの告発がされて、一般質問等での本会議における議論が展開された経緯がありますね。会議録を見ていただければ、その模様はよく理解していただけると思うんです。

そういう実態は、いまも基本的には変わっていない状況ですね。先ほど、測定結果の報告がありましたけれども、下山ノ田では、平成17年にマックス68デシベルという報告がありました。68デシベルというのは、どういう数字かなと思って、町が発行している「武豊町の環境」という21年版の末尾を見てみましたら、騒音の部分の最後のところに、56ページですけれども、40、50、60、70という、ずーと120までのデシベルが記載しております、70デシベルというところに、「騒々しい街頭」「電話のベル」となっているんですね。日常生活における一つの、70デシベルというのはどういうレベルかというのを解説しているわけですね。

その下の60デシベルというところには、「普通の会話」「静かな乗用車」というようになっています。

それで報告のあった68デシベルというと、70デシベルは突破していないけれども、近い数字ですね。電話のベルが鳴り続ける状況の中で、生活するなんていうことは、日常、もちろんあり得ないことですね。

そういう実態から、沿線住民の方が機会ある毎に町へも要望が出され、あるいは苦情が出され、それを受けて町の側も県へ公社へ改善方を要望するというところで、その努力を多とするものではありますけれども、ぜひ、そういう生活の実態から要望がされていると。単にやかましいからというだけじゃない、止むにやまれず要望しているという町民のお気持ちをくんでいただきたい。そのことを、ぜひ、いままでも要望していただいたそうですけれども、声を大にして、改めて要望していただきたいと思っておりますけれども、もう一度、決意というほどのことはないかも知れませんが、お考えを聞かせて下さい。

小坂延夫厚生部長答弁： まず、測定値の最大値でございますが、先ほど申し上げましたように、定点、富貴の曾原と下山ノ田、2箇所でございます。1週間24時間連続で機械測定をさせていただいております。

それから、68とかいわゆる最大値で申し上げたのは瞬間の最大値でありまして、ずーと68が続いているとかいうことではございません。確かに、68というのは大きな音であります。その点をご理解いただきたいということが1点目と、それから私どもは要望であります。半田にあります道路公社の事務所に、私ども環境課の職員が相手の方の道路を直接工事を担当しておられる方の在庁を確認して手渡しで要望書を、毎年、先ほど申し上げましたように予算措置に間に合うような時期をお願いをさせていただいております。

お願いも、ただ書類を持って行くだけではありません。こうこうこういうふうで測定して、こういう形で住民の方が大変困っておられる。もちろん、基準値内であることは承知しておりますが、こういうことですので、ぜひ、当然、道路公社も愛知県の考えですので、予算上厳しいものであることは承知しておりますが、という形で要望させていただいておりますので、その点をご理解を賜りたいと思ひますし、今後もそういう形で要望させていただきたいというふうを考えております。

梶田稔議員質問： ぜひ、お願いしたいと思ひます。

それで、瞬間だから、常時68デシベルではないよということ、それは当然ですね。いま環境基本法では、等価騒音レベルの測定という言葉が法律では使っておりますけれども、いま部長が説明した測定は、時間率騒音レベルの測定の一例でマックスとミニマムを除外して平均値を出すという方法だろうと思ひますけれども、瞬間で68だから常時じゃないよということですが、みなさん、それはそうでしょうね。

ところが、私たちの平穏な生活、静穏な生活ということでは、雷がゴロゴロと鳴って、ドカンと音がしたということで目が覚めてしまってあと眠れないと、度々経験していることでしょう。

だから、1回2回瞬間騒音が68だから、それは辛抱して下さいよということは通用しない。静穏な生活ということからいけば、1回であろうが2回であろうが、夜中にそんなことが起きたらたまったものじゃないということで苦情が出るわけですから、それはぜひ理解していただきたい。

平成11年ですか、4車線化の時の本会議における質問のやりとりでも出されていた言葉ですけれども、私たち町民はその数値で生活しているわけではないんです。実際の生活は、数値とは関係なしに静穏な生活を求めているわけですね。

ですから、役所言葉で基準内ですから知らんぞと言わんばかりの対応というのは、これは住民の感情を逆撫ですることになるわけで、誠実な対応をしてもらいたい。私は、決して部長はじめ町当局が不遜な態度で臨んでいるということをつもりではないんですけれども、そういう生活の実態をベースにして、ぜひ、公社にも愛知県当局にも要請をもらいたいということをお願いしているわけで、もう一度その辺の見解を伺いたいと思ひます。

小坂延夫厚生部長答弁：最初に町長が答弁させていただいた通りでありまして、住民の健康を守り、生活環境を保全するという基本的なスタンスに立って、要請をしております。今後ともそういう姿勢で要請をしております。

梶田稔議員質問：よろしくお願いたします。

第2問目の、町有財産の管理の問題であります。

部長は、多分、当該土地は武富線の道路拡幅の代替地等のいきさつの中で、そういった措置が採られてきたんじゃないかということ前提にして、言葉では答弁されませんでしたけれども、言外にその事情は分かってくれという答弁ではないかと思うんですね。

別に、武富線だけじゃなくて、いま武豊港線でも、各地で知多東部線も県の事業とはいえ、各地で道路の拡幅整備が進められているわけですが、その用地買収に当たって、なにがしかの便宜ということは、私も100%否定するつもりはありません。ただ、行政が行う便宜ということを考えるときに、法に触れる方法で便宜を図るということは、これは決して許されることではないと思うんですね。

この事態を、法に触れるという物差しで測ったときに、いささか問題があるという認識なのか、武富線の重要性からみて、当時、もう20数年前とはいえ、やむを得ない措置だったと認識しているのか、その認識をお聞かせ下さい。

中川和男産業建設部長答弁：法に云々というお話なんです、私が調べた限りでの話して、一部私見が入るかと思しますので、ご容赦をお願いしたいんですが、この土地につきましては、当初、3者契約でやった武富線の拡幅による代替地候補ということで、3者契約がなされた経緯があるようであることが台帳上読み取れます。

その後、町の方とそれから代替地予定者の方が錯誤ということで、一応、取り下げております。その段階では、個人名でありました。それで、私の方が台帳で確認しましたら、昭和57年5月15日の段階で収用証明書が発行されております。これは、会社名で企業名で発行されております。

その関係で、あそこの代替地予定地に工場を建てたいという本人のご希望があったであろうということが推測されます。当時、個人名で3者契約したため、個人名では工場が建たないと、収用証明では企業名になっておりますので、個人名では建たないということで、一度、本人、また町の方が登記上錯誤という形をとって、会社名に名義を変更をするために為された行為と判断しております。

従いまして、私は、若干、その辺の当手続上のミスはあったかと思いますが、違法な行為とは思っておりません。

以上であります。

梶田稔議員質問：私も、法律の専門家ではありませんので、いま手元にある条文で判断するしかないし、先ほど部長のお話でしたか、農地法等々の改正があってということですので、

現在施行されている条文とは違う法律が10年前、20年前通用しておったかも知れませんが、そこまで私は精査する力がありませんでしたけれども、現在、農地法の第5条第2項で、「前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。」解除とかですね、ということで、その第1項には、「次ぎに掲げる農地又は採草放牧地につき第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合」、イとして「農用地区域内にある農地」となっておりますね。

ですから、農用地区内というような、私の理解では、農振地域の農地というように理解しているんですが、そういうところは権利の変更はできないという法律になっておりますね、第5条第2項。間違いありませんか。

榊原清貴産業課長答弁：農地を農地以外のものとして使う場合の手続として農地法がありますけれども、その中に4条は自分の土地を他の目的のために使う場合、5条の場合ですと分家だとか親の土地を借りる、あるいは相続して農地以外のものに使うということで許可基準がございます。

いま梶田議員が言われた通り、5条2項に書いてあることにつきましては、その通りでございます。

梶田稔議員質問：そうなりますとね、部長は法律に触れる内容はないと認識しているというご答弁に、私は事実誤認があるんじゃないかと、不十分さがあるんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、どういう経緯をたどったかということもありますけれども、南新川のある番地ですけれども、588.25㎡宅地というのは、58年の3月23日に武豊町に売買で所有権が移転し、そして先ほど報告がありましたように、錯誤によってそれが抹消される。その後、その所有者から武豊町に寄附が行われて、所有権が武豊町に移転する。そうして63年の4月8日に寄附がされて63年の4月27日に、今度は一個人・町民ではなくて、一企業に無償で払い下げられたんですね。その経過は、報告がありましたのでご承知だろうと思います。

そして、その後の経過、他の番地ではありますけれども、関係する土地が同じように売買によって武豊町に所有権が移転し、それが錯誤によって抹消され、寄附され、そして無償で払い下げるという経過が、もう一箇所のところでもあります。

しかも一連の農振地域からの除外、農地からの転用許可ということを経て、最終的に他の、農家以外の方に転売されて、販売されて、現在は農業以外の他の目的に使用されているというのは、現場を確認していただければ一目瞭然ですけれども、そういう経過をたどって現在に至っておりますね。確認して下さい。

中川和男産業建設部長答弁：いま、梶田議員の言われた経緯はその通りかと認識しております。

現在につきましては、工場跡地を第三者に移って、いま自動車販売等々やられていることも承知しております。この件につきましては、県の建築の方に確認致しましたら、当時、工場

で建てられているので、その建物をそのままの状態で使用する分には問題ないという県の見解をいただいております。

現場については、承知しております。

以上であります。

梶田稔議員質問：そうしますとね。先ほど、農地法の第5条を紹介しまして、課長からも確認をいただきましたけれども、農業以外の目的に使うことは許可されないと。ましてや、転売目的でこの一連の手続が行われたということになりますと、これは二重三重に違法行為じゃないですか。

農地以外に使ってはならない。しかし、それが第三者に転売をされて、現在、工場用地、他の目的に使われているということになれば、明らかに二重の瑕疵があるというふうに思われますけれども、その点はどのように承知しておられるでしょうか。

榊原清貴産業課長答弁：先ほど、梶田議員さんから質問のございました、農地法の関係の質問だったものですから、その条項については間違いございませんという答弁をさせていただきました。

まず、農用地区域に関しましては、農業振興地域の整備に関する法律というのがございます。まず、それで農地を保全するだとか、そういった計画が立てられております。その区域の中で、農地以外に使う目的があるという場合には、除外の手続、農振計画の変更ですね、そういった手続を踏んでいただくことによって、いろいろと要件もございます、その要件に合致するものにつきましては、一部除外することも可能でございます。

農振地域の農用地の除外がなった次の手続として、農地法、要は今度は農地を農地以外の目的として使うということでの農地法の手続になります。

その時には、当然、その事業目的だとか、そういったものを確認する、また事業の確実性だとか、あるいは周辺の農地等への被害防除、そういったものを十分考慮した中で、適用されて許可になっていくと。他の法令でいきますと、都市計画法の開発の手続関係というのにも必要になってきます。

そういったものが整理された時点で、最終的に他の目的として使用することが可能でございます。

以上です。

梶田稔議員質問：町の財産、特にしかも土地という町有地という土地に関する管理・運用に関わる、私は極めて重要な問題だというふうに、そもそもの問題意識、認識は、そういう認識の下でいま質問を行っているわけですが、先ほどの部長の答弁で、いま課長が答弁されたように、農用地指定の除外をするには、それ相応の理由が要ると、それなしには審議のしようがないわけですから、当然、理由があると。その届出、申し出の理由に沿って精査して、これは申請が適正だという判断の下で転用が行われると、除外が行われるということだろうと思うんですね。

にもかかわらず、農業委員会の書類が残っていないくて、その調査の方法がないということとは、どういうことでしょうか。

榊原清貴産業課長答弁：書類関係の保存年限に関しまして、文書保存につきましては5年ということで整理をさせていただいております。

この案件につきましては、20年、21年ですか前ということで、その辺の詳細なことを確認する資料がいま手元に残っていないということです。

それと、あと1点、都市計画課の方に、当時の開発の受付台帳の見出しが残ってありました。そこに、都計法の開発関係につきましては、許可ということが県の方で整理をされているということは確認できました。

その都計法の許可が確認されたということは、その他の法令、当然、都計法29条だっただと思うんですけども、その許可を得るに当たっては、他の法令の許可、それが条件になりますので、農振法だとか農地法の手続関係につきましては、キチッと整理をされていたんであろうというふうに思われます。

梶田稔議員質問：それでは、無いものを有ると前提にして議論は成り立ちませんので、これ以上申し上げませんが、町有地という土地の管理・運用に関わる重要な問題です。

総務部長にお尋ねしますが、町有地の台帳にこの経緯の記載はありますか。町有地として所有した事実、払い下げた事実、記載がされておりますか。

大岩一政総務部長答弁：私ども、公有財産の台帳と致しまして、普通財産と行政財産に分けて管理をしていますが、この土地については、いずれも記載がされておられません。

従いまして、実態行為として、先ほど払下げの話もあったんですが、そうしたものがあつたかどうか、それについては不明でございまして、そういったものがなければ実際には台帳には載ってまいりませんので、その辺りは私どもも経緯はまったくわかりませんが、答はいま言った通りでございまして、台帳には記載された事実はございません。

梶田稔議員質問：それは、私には理解できないことですねえ。

登記簿には、キチッと記載されている事実です。なぜ、登記簿に記載されて町有地であることが法的に確定している土地が、なぜ、台帳に記載されないんですか。理由を聞かせて下さい。

大岩一政総務部長答弁：ですから、この日にち多分ご承知だと思いますが、寄附から無償払下げまでわずかな時間の中で行われているわけでありまして、私ども年度、年度で実は管理をしておりますので、その年度の中で決算の時期に、それぞれの所管から、例えば、行政財産から普通財産に所管替えがあつたと、そういったものを全部提出させまして、それを台帳として管理をしておりますので、それに掛かってこなかったというふうに考えております。

梶田稔議員質問：そんな杜撰な運用でいいんですか。期の半ばで、町有財産が受け渡しがあると、登記されていると、あるいは抹消されているという事実が登記簿上もはっきりしているのに、期の半ばの出入りについては記載しなくていいと、そういう見解ですか。記載すべきだけれども、何か事情があって、この事案については記載が漏れたという認識ですか。重大な違いがありますので、もう一度、確認します。

大岩一政総務部長答弁：所有権移転の経過を見ますと、確かに寄附がされ、町の名義になり、そして無償払下げされているということになってはいますが、登記の中ではこういう形になっておりますが、実態として、本当にこういう行為がされたかどうかについては、それについては、私どもは承知をしておりませんので……。

梶田稔議員質問：冗談じゃないですよ。部長ともあろう人が、そういう答弁で済むと思っているんですか。あるかないか分からないけれども、というようなことがなぜ言えるんですか。

ちゃんと登記簿上で、はっきり年月日も面積も所有地番も明確にされているでしょう。なぜ、この事実がなかったなんてことが言えるんですか。あったから、登記上、記載されているんでしょう。登録されているんでしょう。あったかどうか分からないという答弁は、撤回して下さい。

大岩一政総務部長答弁：ですから、この時点、かなり前のことでありますけれども、経過を追う中でそれを確認する書類関係であるとか、そういった事実関係を確認する手立てがなかったということでございます。

梶田稔議員質問：よくもそんなことが言えるんですねえ。

法務局という公の機関が確認していることですよ。あなたたちが、個人的にというか、職責上、確認するかしらないかなんて問題じゃない。もう、そのレベルを超えて、国の法的な機関がその移転を、授受を確認していることなんです。あると追認するに当たり前じゃないですか。もう一度、答弁して下さい。

大岩一政総務部長答弁：繰り返しになりますが、登記簿はそういう形になっておりますが、実態の事務的な手続として、それが為されたということについては、確認する術がないということをお願いしているわけでございます。

梶田稔議員質問：私は、そんな認識というのは、到底、容認することはできません。ということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、町長にお尋ねしますけれども、人事の書類を年次を繰ってみましたら、町長は昭和55年度から都市計画課の開発係長を担当して、昭和61年から産業課の農地係長を務めておられます。ちょうど、この時期、都市計画課の開発係長、産業課の農地係長、まさに

農業委員会を所管する部署を担当しておられました。

この事件について、まったく記憶がありませんか。

初山芳輝町長答弁：私も、この質問いただきまして、自分の経歴を確認をしました。

いまお話がございましたように、私は、産業課、51年から52年度の途中まで、確か53年の2月だったと思います。それから、53年の2月から60年度に都市計画課、それから61年度から平成7年度が産業課ですね、に職を置いております。

記憶がないかということですが、申し訳ございませんが、私の所管した中では、記憶には残っておりません。

梶田稔議員質問：そういう答弁だろうというふうには思っておりましたけれども、非常に切迫した用地買収という中での事務的な処理、手続ということで、事情がわからないでもありませんけれども、やはり農業振興地域からの除外というようなことになれば、これは町づくりの基本に関わる問題ですね。

農業振興地域をそうするか、市街化区域どうするか、市街化調整区域との関係でどうするかというようなことは、町づくりの基本中の基本でしょう。そういう問題について、書類が残っていないと、判断する術がないと、記憶にありませんということでは、これは町民はとも納得しませんよ。

確かに、どういう法律で、その書類が保管義務は5年だということになっているか、私は不勉強で承知しておりませんけれども、重要な案件についての記録なんていうのは、5年、10年なんていう期限で廃棄処分していいということにはならない。何でもない日常業務は別として、町政の運営に関するような基本的な事項というものは、これは当然記録をして、町職員3年とか5年とか、長くて10年とかで、部署がつつぎと替わっていくわけですから、あの時にはこういうことだったという記録は残さなければ、職務の継続性なんていうのは担保されないでしょう。

そういう性質のことで、口伝えでこうだよ、ああだよというようなことは、これは人間業としてそう長続きするわけじゃありませんから、記録として残すと、当たり前のことだと思うんですね。

どんなに言い訳をして、道路拡幅、緊急を要する拡幅の収用のためだといっても、財産の管理・運営という点では、余りにも杜撰だと、記録もない判断する材料もない、挙げ句の果ては法務局の登記さえも否定しかねないような答弁を強弁すると、そんなことが許されるはずがないでしょう。

つい本定例会の初日に、未議決案件の謝罪をしたばかりじゃないですか。こんな財産管理、杜撰な状態が許されると思いますか。これは、町長なり総務部長なり産建部長なり、思い当たる節があったら答弁して下さい。

中川和男産業建設部長答弁：確かに、重要な案件の文書管理につきましては、いま議員の言われた通りだと思いますが、いまの現時点におきましては、永年保存となっております。

これは、平成2月6月4日に武豊町文書取扱規程が制定されております。その関係で、その権利・財産に関する事項は、全て永年保存となっております。全て当時の交渉録等は全て権利者毎に保管しておりますが、この時点、20数年前におきましては、規程が5年ということでの保存年限がありました。

そういう経過がございますので、いまの時点におきましては、そのような不明瞭な回答をするようなことのないような文書管理をしております。

梶田稔議員質問：地方自治法も関連があると思って、少し開いてみましたら、第9節財産、237条財産の管理及び処分という条項があります。

承知していると思いますけれども、その中の第2項のところに「適正な対価なくして、これを譲渡し」てはならないというのが、237条ですね。

ですから、これは道路収用のための緊急避難的な措置だという言い訳をするにしても、法律で禁止されている、対価なしには譲渡してはならないという地方自治法にも反していることを指摘しなければなりません。

それから、時間がもうきましたので、最後に質問しておきますけれども、この土地の売買であれば、一時所得という形で課税の対象になるでしょう。それから、譲渡ということになれば、これはいろんな税金の課税の対象、それが町の場合は別にしても、個人の譲渡ということになれば、譲渡の税金が掛かってくるでしょう。それから、所有権を移転すれば、それなりの課税の対象になってくると思います。

この一連の農地が指定解除されて宅地化され、寄附、無償譲渡ということになった、この一連の手続の中で課税の規模はどの程度になるのでしょうか。

農地であれば、1㎡3千円とか4千円とかということでありまして、宅地化されれば恐らく10倍、1㎡3万円とか5万円とか、一桁違う評価になって、それなりの納税義務が発生すると思いますけれども、そういう納税等々の措置は採られた経緯はあるとすれば、どのような経過でしょうか。

木村孝士土木課課長補佐答弁：梶田議員のご質問にお答えしますが、実際には、各税法の話でございます。単年度の確定申告において申告して納税をしていくものでございます。

実際には、土地家屋については、譲渡税（国税）、それから引いては地方税にも掛かってくるものでございます。

それから、所有権移転に関わる取得税、登録免許税、その他についても同様でございます。

ただ、先ほど産建部長の答弁にもありましたように、収用事業ということになりますと、特別措置法を考慮した中で、この税金の取扱が変わってきます。ただ、その申告書自体がありませんので、その経緯をどのような処理をしたということは、現在、分かっておりません。

以上でございます。